

日本音楽療法学会誌  
著作権譲渡承諾書 兼 委任状 (共著者用)

下記論文は、他誌に掲載済みあるいは掲載予定のものではありません。また、本論文が査読後に採択となったとき、以下の各項目に同意します。また、下記論文についての著作権譲渡に関する一切の事務手続きにつきましては筆頭著者に委任いたします。

1. 本論文の著作権(著作権法第 27 条および第 28 条の権利<sup>※1</sup>を含む)を日本音楽療法学会に譲渡すること
2. 日本音楽療法学会または日本音楽療法学会が指定する第三者に対し著作者人格権<sup>※2</sup>を行使しないこと

【論文タイトル】

---

【筆頭著者(受任者)】

氏名： \_\_\_\_\_

【共著者(委任者)】 非会員の場合、会員番号欄は記入不要

会員番号： \_\_\_\_\_ 氏名 (自筆署名)： \_\_\_\_\_

署名日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

- ・ 自筆署名後、スキャンした上で PDF ファイルとし、筆頭著者が論文投稿時に添付してお送りください。
- ・ 共著者全員がそれぞれ作成ください、全員分の提出が必要です。

※1 著作権法第 27 条 (翻訳権、翻案権等)

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する

著作権法第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

二次的著作物の原著作者の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同様の権利を専有する

※2 著作者人格権 (公表権、氏名表示権、同一性保持権)

公表権： 公表するかどうか自体を決定すること、公表の時期や公表の方法を決定すること

氏名表示権： 公表する際にその実名もしくは変名を表示するか、表示しないかを決定すること

同一性保持権： 著作物に対して意に反する改変などを受けない権利

※著作者人格権の行使をしない旨の同意があることで著作者は著作物の公表に同意したものとします。また、本学会は著作物公表の際には著者名を明記します。